



畜産農家の皆様へ（家きん〈ペットを含む〉編）

家畜伝染病予防法が改正されました

— 飼養衛生管理基準の見直しと早期通報の徹底 —

- 鳥インフルエンザなどの発生を踏まえて、「発生の予防」と「早期の発見・通報」が徹底されるよう、家畜伝染病予防法が大きく見直されました。
- 家きん飼養者の皆様は、より具体的になった飼養衛生管理基準に基づいて、日頃の衛生管理を行うとともに、鳥インフルエンザが疑われるときは、最寄りの家畜保健衛生所へすぐに通報してください。

新しい飼養衛生管理基準のポイント

1. 最新情報の確認

家畜保健衛生所などの講習会への参加や農林水産省のホームページなどを通じて、伝染病の発生予防などに関する情報を積極的に把握しましょう。

2. 衛生管理区域の設定と消毒の徹底

家きん舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにした上で、この区域に出入りする車両、人及び物品は、必ず消毒（消毒に適さないものは洗浄で可）しましょう。

衛生管理区域専用の衣服と靴（上着やブーツカバーでも可）、家きん舎ごとの専用の靴（ブーツカバーでも可）を使用し、家きん舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒をしましょう。

野鳥の侵入を防ぐため、防鳥ネットなどを適切に張りましょう。

3. 家きんの健康観察と早期通報

毎日、家きんの健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所に通報しましょう。

農場へ立ち入った人や車両、導入した家きんの記録を取っておきましょう。

【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務化されました。

4. 悪性伝染病の発生に備えた埋却などの準備

埋却用の土地（焼却または化製処理でも可）を準備しておきましょう。

問い合わせ先:

沖縄県中央家畜保健衛生所 945-2297

北谷町役場 経済振興課 982-7701